## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住	所	建設業許可番号
株式会社 安藤・間	東京都港区赤坂六丁日	目1番20号	00-020330

2 指名停止措置期間 平成29年10月20日~平成29年11月19日 (1箇月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事等

## 4 事実概要

(株)安藤・間の使用人が、福島県田村市発注の除染事業に関し、平成29年9月28日に詐欺罪の容疑で東京地方検察庁より起訴された。

## 5 指名停止理由

(株)安藤・間が、詐欺罪の容疑で東京地方検察庁より起訴されたことは、「茨城町建設工事等登録業者指名停止等措置要領」(平成29年要領第3号)第2条第1項及び別表第2第15号アに該当する。

〈茨城町建設工事等登録業者指名停止等措置要領 別表第1第11号〉

(不正又は不誠実な行為)	措 置 要 件	期間
11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、 次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の 相手方として不適当であると認められるとき。 ア業務に関し、法令に違反したとき。	(不正又は不誠実な行為) 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、 次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の 相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)